

○播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例

平成28年3月3日条例第13号

改正

平成30年12月13日条例第15号

令和2年12月1日条例第31号

播磨町固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

(地方活力向上地域における不均一課税)

第2条 町長は、地方活力向上地域において、法第5条第18項（同法第7条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。）の公示の日（平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものであって、次項に定めるものに限る。）を新設した者について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の固定資産税の税率に関する規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業における中欄に掲げる年度に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

区分	年度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度（最初に固定資産税を課すべきこととなる年度をいう。）	100分の0.14
	第2年度（初年度の翌年度をいう。）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	100分の0.7

2 前項の減価償却資産の規模は、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものとする。

（不均一課税の申告）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに町長に申告をしなければならない。

（不均一課税の決定）

第4条 町長は、前条の申告があった場合は、その申告内容を審査し、不均一課税の可否を決定するものとする。

（不均一課税の決定の取消し等）

第5条 町長は、不均一課税の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その不均一課税の決定を取り消し、又は停止することができる。

（1）虚偽又は不正の行為により不均一課税の決定を受けたとき。

（2）町税を納期限までに完納しなかったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

（不均一課税の承継）

第6条 不均一課税の決定を受けた者に相続、譲渡、合併等の理由により変更が生じた場合は、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者は、町長に届け出て、当該不均一課税の承継を受けることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。